

令和5年度第2回大網白里市地域公共交通活性化協議会 次第

1 議 題

(1) 大網白里市地域公共交通活性化協議会規約の改正について

配付資料

- ・ 第2回協議会議題の概要について
- ・ 議題資料

議題 (1) ・ 大網白里市地域公共交通活性化協議会規約の改正について・・・資料1

 ・ 道路運送法（抜粋）・・・参考

第2回協議会議題の修正について

修正となった議題の概要は以下のとおりとなります。

議 題

(1) 大網白里市地域公共交通活性化協議会規約の改正について・・・資料1

前回送付致しました規約改正（案）の第12条第2項について、下記のとおり修正いたしました。

修正前「2 運賃等に関する協議を行う際は、法第9条第4項に規定する者をも
って分科会を組織する。」

修正後「2 運賃等に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて
法第9条第4項に規定する者をもって分科会を組織する」

この修正は、運賃の協議という重要な議題について、分科会が一人歩きするのではなく、分科会で協議を行うことを委員の皆様と共有することが目的となっています。

なお、「協議会の承認」とは、あくまで分科会で運賃の協議を行うことについての承認であり、運賃そのものの協議については、協議会では行わず、分科会にて行うものとなります。

議題は以上となります。議題（1）について、別紙回答様式にて書面での決議をお願いいたします。既にご回答いただいている委員の皆様も、再度、内容をご確認いただき、ご回答をお願い申し上げます。

お忙しい中恐れ入りますが、令和5年11月15日（水）までに別紙回答様式に議題承認可否のご回答を記入のうえ、ご返信くださいますようお願いいたします。

事務連絡

令和5年度第3回協議会を令和5年12月21日（木）午後に対面で実施する予定です。なお、協議会開催後に白里地区コミュニティバスに関する運賃協議分科会を開催いたしますので、該当する委員の方は、御協力をお願いいたします。（前回の通知では開催前となっていました）詳細は別途通知いたします。

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後	改正前
大網白里市地域公共交通活性化協議会規約 (目的) 第 1 条 大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。 (事務所) 第 2 条 協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網 1 1 5 番地 2 に置く。 (業務) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。 (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。	大網白里市地域公共交通活性化協議会規約 (目的) 第 1 条 大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。 (事務所) 第 2 条 協議会は、事務所を千葉県大網白里市大網 1 1 5 番地 2 に置く。 (業務) 第 3 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。 (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (3) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。 (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること。 (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

改正後	改正前
(6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (組織) 第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。 2 協議会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査委員 2人 3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。 (役員) 第5条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 (協議会の委員) 第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市民の代表者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者	(6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 (組織) 第4条 協議会は、会長、副会長、監査委員及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。 2 協議会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1人 (2) 副会長 1人 (3) 監査委員 2人 3 会長、副会長及び監査委員は相互に兼ねることはできない。 (役員) 第5条 会長、副会長及び監査委員は、次条に規定する委員の中から互選により定める。 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。 (協議会の委員) 第6条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 市民の代表者 (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者

改正後	改正前
(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者 (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (8) 学識経験者 (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (11) 山武土木事務所長又はその指名する者 (12) 東金警察署長又はその指名する者 (13) 市長が指名する市職員 (委員の任期) 第7条 委員の任期は、次のとおりとする。 (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。 (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。 (会議) 第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正	(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者 (5) 一般社団法人千葉県バス協会が指名する者 (6) 一般社団法人千葉県タクシー協会が指名する者 (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 (8) 学識経験者 (9) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (10) 千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (11) 山武土木事務所長又はその指名する者 (12) 東金警察署長又はその指名する者 (13) 市長が指名する市職員 (委員の任期) 第7条 委員の任期は、次のとおりとする。 (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。 (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残存期間とする。 (会議) 第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正

改正後	改正前
かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (オブザーバー) 第9条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。 2 オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べるることができる。 (協議結果の尊重義務) 第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会) 第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。	かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 4 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。 5 前4項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (オブザーバー) 第9条 協議会には、オブザーバーを置くことができる。 2 オブザーバーは、大網白里市社会福祉課長及び高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。 3 オブザーバーは、会長の要請に応じて協議会に出席し、意見を述べるることができる。 (協議結果の尊重義務) 第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。 (幹事会) 第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

改正後	改正前
(分科会) 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。 2 運賃等に関する協議を行う際は、あらかじめ協議会の承認を受けて法第9条第4項に規定する者をもって分科会を組織する。 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大網白里市企画政策課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第14条 協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。 (監査) 第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。	(分科会) 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局は、大網白里市企画政策課に置く。 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (経費の負担) 第14条 協議会の運営に要する経費は、大網白里市からの負担金及び国からの補助金等をもって充てる。 (監査) 第15条 監査委員は、協議会の出納監査を行う。 2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。 (財務に関する事項) 第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

改正後	改正前
(報酬及び費用弁償) 第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の例による。 (協議会が解散した場合の措置) 第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。 (委任) 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成20年6月6日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年6月29日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年1月1日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年10月26日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年6月6日から施行する。 附 則	(報酬及び費用弁償) 第17条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用弁償を受けることができる。 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第27号)の例による。 (協議会が解散した場合の措置) 第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。 (委任) 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、平成20年6月6日から施行する。 附 則 この規約は、平成23年6月29日から施行する。 附 則 この規約は、平成25年1月1日から施行する。 附 則 この規約は、平成28年10月26日から施行する。 附 則 この規約は、平成30年6月6日から施行する。

改正後	改正前
この規約は、令和5年〇月〇日から施行する。	

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）抜粋

第二章 旅客自動車運送事業

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村又は都道府県⇒大網白里市

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者⇒運行事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長⇒千葉運輸支局

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者⇒市民代表（公募委員、商工会、社会福祉協議会、区長会）

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。⇒パブリックコメントを実施する予定

